

# 本会議質疑



議会の様子は「YouTube」で配信されています。

高田 和幸

【議案第1号について】 P.2 参照

**問** この条例の上げは、ご自身の発案か

**答** 我々自身の発案によるものです。

**問** ミスをした職員に対しては厳重注意をしたということだが、公務員の分限処分にあたるのか、口頭による注意だったのか

**答** 分限処分ではなく、口頭注意という形をとりました。

**問** 今後、同様のミスをした場合、市長や副市長だけが責任をとっているのか

**答** 今回のミスは悪意がなく、税金が使われているわけではありません。ミスの内容によりますが、我々がとるべき責任はあると思います。大事なものは、再発防止策をしっかりとっていくことだと考えています。

【承認第1号について】 P.5 参照

**問** 報酬には賞与が含まれていますが、議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出する時は、あらかじめ特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする定められているが、審議会の意見は聞いたのか

**答** 今回の条例は、特別職報酬等審議会には諮っていません。

**問** 議員の報酬は職員の給与に準じているのか

**答** 人事院勧告に基づく給与の改定の場合は、特別職報酬等審議会にはかけていません。近隣市も同様です。

**問** 臨時議会開催の申出、あるいは、協議を行ったのか

**答** 12月27日の議会運営委員会で条例の改正方法の協議等をしていただいた結果、専決にて処分することとしました。

【承認第2号について】 P.5 参照

**問** 地方自治法第179条のどの部分により専決できると

判断したのか

**答** 第1項の「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という規定を用いています。

**問** 御自分の給与を自ら専決することがあってもいいのか。2月議会に上程し、3月にいただくという選択はなかったのか

**答** 今回の専決は、誤りを訂正する趣旨で行っています。

**問** 議員や特別職らは、0.1カ月分の賞与をすぐに欲しいということはないと思うが、それでも専決処分した理由は

**答** 補正予算は我々の給与の支給が含まれた状態で成立しており、整合性が取れませんので、いち早く改正をし、元通りにしてから先に進める意図で行いました。

【承認第3号について】 P.5 参照

**問** 附則の遡及適用日の記載漏れについて、議員に個別に説明に赴き、専決の同意を求めたようだが、それは事実か

**答** 総務課職員が12月25日・26日の2日間をかけて、説明しました。

**問** 各議員に説明した内容を具体的に伺う

**答** 条例に伴う予算の可決及び財政措置をお認めいただいていることと、条例内容の誤り部分を早急に訂正したいという旨をお伝えしました。

**問** 説明を聞いた各議員の反応を伺う

**答** 特段の反対はありませんでした。



総務経済委員会

議会の様子は「YouTube」で配信されています。

令和7年3月10日に委員会を開催しました。委員会での質疑は、次のとおりです。

【議案第2号について】 P.2 参照

**問** 12月の給与改定後、さらにベースアップが生じたのか